

京都府人権尊重の共生社会づくり推進懇話会の概要について（第1回）

- 1 日 時 令和7年7月28日（月） 10時～12時
- 2 会 場 京都ガーデンパレス
- 3 出席者 上田委員、内田委員、岡田委員、神戸委員、坂元委員、惣脇委員、
曾我部委員、ギルデンハルト委員
（齊藤委員、武田委員、寺内委員、平野委員 欠席）
京都府：人権啓発推進室長、教育庁人権教育室長、各部関係職員（総務部、
総合政策環境部、文化生活部、健康福祉部、商工労働観光部、農林
水産部、建設交通部）
- 4 傍聴者 なし
- 5 開 会 義本人権啓発推進室長あいさつ
- 6 議事の概要

(1) 座長の選出、座長による副座長の指名

資料1（京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進懇話会設置要綱）により実施
座長就任 坂元委員、副座長就任 曾我部委員

(2) 報告事項

①京都府における人権の取組について

資料2により関係部局から説明

②京都府人権尊重の共生社会づくり条例について

資料3により関係部局から説明

③京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民調査について

資料4により説明

④人権教育・啓発に関する基本計画（第2次）について

資料5により説明

(3) 意見交換事項

京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画について

資料6（資料配付）

【主な意見・質疑・応答】

（○：委員、●：事務局等）

(2) 報告事項

①京都府における人権の取組について

- 「外国人」と一括りにせず、分散した方がよいのではないか。例えば教育において、外国出身の児童であると、日本語の言語サポートが大変重要となる場合や、農林や建設の分野で育成就労の課題があるので、外国人の項目として一つで扱うのではなく、分野ごとに盛り込んだほうが、具体的な対策ができるのではないか。

- 今後策定していく計画などについては、どのような記載方法にするか留意していきたい。

- 総合計画について、誹謗中傷されたことのない人の基準値が99%となっているが、その場合実施する必要性について疑問を感じてしまう。被害を受けている人の状況の変化について数値を設定する方が重要ではないか。

また、知らない間に、消費者として加害者になっていることもある。消費者安心サポート事業の消費者市民社会の構築に向けた消費者教育月間があるが、具体的に消費者教育というのは、誰を対象にどんなことをしているのか教えていただきたい。

- 総合計画の目標数値については、府民の意識調査の結果を踏まえて設定しているところ。1年の間にXなどのSNSで、いじめや誹謗中傷されたことのない人の割合が、近年はずっと99%で推移している。目標数値については、あってはならないという考えのもと100%という数値を設定している。評価指標については検討していきたい。

また、消費者あんしんサポート事業については、大学生ボランティアなどが、小学生向けの講座や中学校で消費者教育の支援を実施。詳細については所管に確認し、またお知らせする。

- 消費者を支援する社会の構築や消費者教育については、被害者にならないための視点というのが強調されているところ。気候変動の問題などの大きな視点でとらえると、加害者になりうる立場であるということが見えてくる。日常の買い物でどういったものを購入するかということが、生産者の人権にかかわってくる。一人の消費者の立場では、文化的なものや商習慣といったものを背景にして、意図せず、意識もせず、制度的・構造的な問題によって加害者となる可能性がある。

そういうことを子供たちに伝えていくなら、どういうものを自分たちが生活の中で選んでいくのかを、加害者にならないという視点で教育することが必要となってくる。環境問題や国際協力に取り組んでいる団体などと協力しながら、そうした知見を取り入れた消費者教育というものを新たに考えていかなければいけない。

- 昨年から東京都の人権施策に関する専門家会議に参加しているところ。東京都では性的マイノリティに関する啓発、教育に力を入れている印象を持っている。京都府ではパートナーシップ制度を導入されておらず、取組が少ないように思う。導入している自治体の証明書を持参すれば府の施設、例えば、病院であったり府営住宅などでも対応されるのか。

また、伝統産業や、伝統文化についてジェンダー平等が図られていない部分がある。分野ごとの特殊性があり難しいところもあると思うが、必要に応じた検討が必要と考える。

- 性的少数者の方の生きづらさを解消するため、啓発冊子を作ったり、新聞、テレビ、ラジオ等で発信しているところ。パートナーシップ制度は導入してないが、府営住宅や病院などにおいて制度利用が可能である。さらに、市町村や企業等で可能となるよう取り組みを進めているところ。

ジェンダー平等について、伝統産業分野に特化した対応を行っているわけではないが、商工会・商工会議所等の関係団体と連携し、伝統産業を含む様々な分野の企業を対象とした人権啓発研修会を実施するなど、人権意識の啓発に努めている。

研修会のテーマについては、部落差別やハラスメント関係を扱うことが多いが、ジェンダー平等が図られていないために苦しんでいる方もおられるため、そういった声を踏まえ、今後の研修テーマとして考えていきたい。

- パートナーシップ制度については、近畿ではほとんど導入されており、一度どこかの行政でパートナーシップ制度の宣誓を行えば、移転先でも対応している。こういうシステムが既に稼働しているため、京都府内においても導入が広がれば、生きづらさが少しずつ解消できるのではないかと思う。

また、国の基本計画第二次においてもビジネスと人権に関するものが、国際的な潮流として挙

げられているところ。京都のブランドのグローバル企業はすでに先頭で実施しているが、中小企業の方が、自分たちにどう関係するか実感がないという課題があるので、そのようなところに力を入れていただきたい。

②京都府人権尊重の共生社会づくり条例について

③京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民調査について

④人権教育・啓発に関する基本計画（第2次）について

- 京都府人権尊重の共生社会づくり条例については、弁護士会の会長であったときに、ヘイトスピーチ等についての明確な禁止を謳っていないなど、具体的な差別解消への取組について意見書を出したところ。京都朝鮮第一初級学校へのヘイトスピーチに始まり、最近では京都国際高校でも事象があり、やはり京都府としては全国に先駆けてヘイトスピーチに対する取り組みというのを強化する必要がある。

弁護士は司法的な救済について、損害賠償請求訴訟などを進めていくが、条例で明確に差別的言動は禁止しているということが裏付けとなれば、不法行為を組み立てやすくなる。

- 学生に対し人権教育を行うときに、多くの学生が二つの誤解をもっている。一つは、人権はマイノリティのためのものだという誤解である。人権は弱者に対する思いやりであるという考えを持っている学生が非常に多い。自身も権利の享有主体であるという認識は弱いような気がする。

もう一つの誤解は、自分の権利を主張してもいいということの認識が欠如している。具体例として、例えば留学生のために、授業料免除とか奨学金がたくさんあるのに、私たち日本人学生のためにそういったものがなく、非常に不公平だという発言があった事例。多くの学生が貧困の問題から奨学金を受けており返済する必要がある。それが自分の学ぶ権利の侵害であるとの認識はないところ。返済の不安を持っているが、自分の学ぶ権利は侵害されているという認識はない。外国人の利益が大事にされているとして不公平感が生まれている。

自分の権利が侵害されたときに、どうしたらいいのか、誰に対して主張したらいいのかという認識とか知識が弱い。多数派社会の学生に寄り添った啓発、教育が必要であり、人権は決してマイノリティのためだけのものではなく、皆のものだという啓発の仕方にも必要になる。

- 国の基本計画第二次の12ページで、先ほど委員にご指摘いただいた「権利の享有主体であることの認識を得ることができる人権啓発」という項目がある。今回の計画改定の準備会合の有識者会議では、今までは人権についてはマイノリティに対する思いやりと考えられがちとのことであった。それも大事であるが、やはり人権は思いやりではなく法的な権利であるということをしっかりと、伝えていかなければならなかったところ。それが、この項目に反映されているのであらうと思われる。委員からご指摘のあったことは、今後京都府の方で国の計画改定を踏まえて、計画を策定されるのであれば、この部分についてよくご留意いただきたい。

- 人権啓発をするときに、国の基本計画第二次の14ページの参加型とか体験型の啓発について、授業で部分的に取り入れている。例えば、一分以内に自分が恩恵を受けている人権をたくさん書くように設定すると、一つか二つしか書けない学生がほとんどである。つまり、マジョリティの中でどれだけ人権の恩恵を受けているのかを自覚していないのが現状である。恩恵だけではなくこれは自分の権利だという認識も持っていないということを物語っているところ。

また、シミュレーションゲームとして、無人島に流されたと想定し、揉め事が絶えない状況でどのように解決したらよいか、国際世界人権宣言の中から人権を三つ選ぶことという課題を課して、じっくり宣言を読んでもらう。人権宣言を読むと、人権はそれぞれつながっていて、決して三つに絞ることができないと実感する。

- 委員の問題意識は、私どもも同様に思っている。人権教育については法教育の貧困の問題でもあ

るとして、子どもが学校で人権教室を実施している。人権は法的な問題であって憲法の問題でもあるというところが、しっかり教育がなされていないのが現状。学校現場でも人権教育がなされているものの、人権は保障されているものとして教育していかなければならない。

- 今、学校現場の話があったが、性自認ジェンダーアイデンティティに関する国の基本計画を策定しており、ヒアリングを終えて文書を作成中である。性的マイノリティーの人たちの生きづらさに関してパンフレットを作ろうということになってますが、その際に、パンフレットだけではなく、先生方が活用できるような解説書も併せて、作成するように国に要請したところ。

実は、ハンセン病については中学生向けに「ハンセン病の向こう側」というリーフレットを作成し配布しているが、多くの学校で利用されていないところ。古い人権課題は十分知識がなく、生徒に教えるということに躊躇するという先生が結構おられるため、国へ要請した。

(3) 意見交換事項

京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画について

時間の都合により、今回は資料配付。今後、意見聴取。